

(質問第百号) 昭和二十二年十月二十三日配付

牛馬減少に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月二十一日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

牛馬減少に關する質問主意書

一、昭和二十一年度において日本の牛馬は、二、三年前の半数に大減少した。其の量は、牛馬にて一百万頭に及ぶのである。本年度も数十万頭の、牛馬の減少は必至である。かくて有畜農業は破滅へと進行し、畜農業が飯死へと進行するのである。農林大臣は、牛馬の増産に對し、如何なる具体的対策を有するや、処見を問う。

二、本年度の牛馬に對し、一ヶ年僅かに一頭に對し、三斗以下の麦の保有で、牛馬が飼養出来るものでない。一石五斗は認めるべきであるが処見如何。

三、牛馬をして子を生ます方針を、本年度何十万頭の確立した予定ありや。單に放任しているものと思ふが如何。放任すれば、食肉の關値高となり取り返しのつかざる牛馬の大減少時代が来るのである。子の牛馬を取る人々に一頭につき、麦三俵の保有を認める緊急の政策を農相が取る以外、牛馬の減少により、日本の將來の農業は、破滅せんとす、英断ある政策に出づべきであるが如何。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。